

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九度山町は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

和歌山県 九度山町長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>資格記録管理業務 ・介護保険届書、介護保険被保険者証等交付申請書等の受理 ・資格取得、喪失、異動等に関する事務</li><li>保険料納付記録管理業務 ・保険料賦課に関する事務 ・保険料徴収に関する事務</li><li>受給者管理業務 ・要介護申請等の届出受理 ・認定調査、認定審査、受給者等に関する事務</li><li>給付実績管理業務 ・居宅サービス計画、高額介護、高額医療・高額介護合算、負担限度額等の届出受理 ・保険給付等に関する事務</li><li>保険者事務共同処理業務 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</li></ol> <p>※ 当町では「5. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、情報連携システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

参照用住基ファイル、参照用税情報ファイル、介護保険情報管理ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>番号法第9条第1項、別表第一 68項</li><li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li></ol>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 93、94項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、80、87、90、94、108、117項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月22日	I、1、②事務の概要	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・資格管理 ・認定申請管理 ・受給者管理 ・納付管理 ・給付管理	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・資格管理 ・認定申請管理 ・受給者管理 ・納付管理 ・給付管理 ・保険者事務共同処理業務  ※ 当町では「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該業務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票」を提供している。	事後	
平成27年12月22日	I、3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 50、68介護保険法第12条、第38条等	番号法第9条第1項 別表第一 68	事後	
平成27年12月22日	I、4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、106、117	(情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94 (情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117	事後	
平成29年4月14日	I、1、②事務の概要	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・資格管理 ・認定申請管理 ・受給者管理 ・納付管理 ・給付管理 ・保険者事務共同処理業務  ※ 当町では「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該業務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票」を提供している。	介護保険法に基づき、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 1. 資格記録管理業務 ・介護保険届書、介護保険被保険者証等交付申請書等の受理 ・資格取得、喪失、異動等に関する事務 2. 保険料納付記録管理業務 ・保険料賦課に関する事務 ・保険料徴収に関する事務 3. 受給者管理業務 ・要介護申請等の届出受理 ・認定調査、認定審査、受給者等に関する事務 4. 給付実績管理業務 ・居宅サービス計画、高額介護、高額医療・高額介護合算、負担限度額等の届出受理 ・保険給付等に関する事務 5. 保険者事務共同処理業務 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。  ※ 当町では「5. 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
平成29年4月14日	I、1③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
平成29年4月14日	I、5、②所属長	倉谷泰弘	森 町子	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
平成29年4月14日	I、3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 68項	1. 番号法第9条第1項、別表第一 68項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
平成29年4月14日	II、1、いつの時点の計数か	平成27年1月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。
平成29年4月14日	II、2、いつの時点の計数か	平成27年1月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月14日	I、4②法令上の根拠	(情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 93、94 (情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、 26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、 90、94、117	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 93、94項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第46条、第47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二 1、2、3、4、6、 8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、80、87、 90、94、108、117項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第2条、第3条、第4条、第6条、 第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第 25条、第25の2、第30条、第32条、第33条、第43 条、第43の2、第44条、第47条、第49条、第55 条、第55条の2、第59条の3	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
平成30年4月1日	I、1③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合 宛名システム	介護保険システム、中間サーバー、団体内統合 宛名システム、情報連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
平成30年4月1日	I、5、②所属長の役職名	森 町子	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
平成30年4月1日	II、1、いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
平成30年4月1日	II、2、いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
平成31年4月1日	II、1、いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
平成31年4月1日	II、2、いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
令和2年4月1日	II、1、いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
令和2年4月1日	II、2、いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
令和3年4月1日	II、1、いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
令和3年4月1日	II、2、いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更[に当たらないため。